

令和 8 年度 新発田広域クリーンセンター 工事 設計 書				審 査	
耐火物取替補修				設 計	
広 第 12 号	工 事 日 数		日 間	令和 年 月 日 着 工 令和 9 年 1 月 15 日 竣 工	
工 事 費	工 事 価 格		円 計 円	施 工 地 名	
	消費税相当額		円	新 発 田 市 藤 掛 地 内 路 線 番 号 路 線 名	
設 計 概 要	・ 1 号炉耐火物取替補修		1 式	変 更	設 計 概 要
	・ 2 号炉耐火物取替補修		1 式		

特 記 仕 様 書

工 事 名 新発田広域クリーンセンター 耐火物取替補修工事

- ・ 工事の着工に先立ち、施工計画書及び実施工程表を作成し、監督員の承諾を受けること。通常のごみ処理を滞らせないよう、工事期間
は出来るだけ短期間で計画し、別表を参考とすること。
- ・ 施工後、不可視となる箇所について、適宜段階確認を行う。また、写真でも確認出来るように管理すること。
- ・ ① 改修工事にあたっては、焼却施設内作業における「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び関係法令、通達事項等を遵守し、「廃棄
物焼却施設改修工事作業マニュアル」の内容にそって、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺環境に対す
る安全にも十分配慮して焼却炉内耐火物改修工事を施工するものとする。

② 施工にあたっては、防音、防臭、防振、防じん、防爆等作業環境の保全対策を十分に行うとともに、各機器の巡視点検整備をスムーズ
に行うことができる計画とすること。特に施設運営上、施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭及び高温部に対して十分な対策を講じるこ
と。
- ・ 本工事により発生した解体材、梱包材等は関係法令に基づき適切に処分するものとして計画すること。
- ・ 工事用電力 構内の既存施設 ・ 利用できる。（ ・ 有償 ・ 無償） ・ ~~利用できない。~~
工事用水 構内の既存施設 ・ ~~利用できる。~~（ ・ 有償 ・ ~~無償~~） ・ 利用できない。
※ 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物を設置する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
※ 既存施設の設備の利用については監督員との協議による。
- ・ 材料種類は同品もしくは同等品とすること。
- ・ 契約後、施工者で材料の必要数量を算出、報告、協議し、材料のロスが無いよう努めること。

別表 クリーンセンター耐火物取替工事参考工程

項目	9月			10月			11月			12月			1月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1号炉															
耐火物				期間内で調整可能（2号炉と同時施工不可）											
2号炉 ※1															
耐火物															
3号炉 ※2															
耐火物（本年は実施なし）															

本工事は別に発注する補修工事と同時に行う計画である為、施工の際には関係者と工程等の打合せを十分行うこと。

※1： 他の実施予定工事の範囲（2号炉白防加熱器補修）

※2： 他の実施予定工事の範囲（3号炉白防加熱器補修）

上記の表に記載の耐火物工事期間は目安であり、なるべく短期間の施工計画とすること。なお、詳細工程は契約後協議とする。